

沖縄のページ

「言論空間のゆがみ」に歯止めか

「パンドラの箱訴訟」控訴審 被告・琉球新報社が敗訴



支援者らを前に勝訴報告をする上原正徳氏(中央)と徳永信一弁護士(右)、上原千可子弁護士=29日午後、沖縄県護国神社(那覇市)

「パンドラの箱訴訟」控訴審で、被告・琉球新報社が敗訴した。原告の上原正徳氏は、言論空間のゆがみに歯止めを求め、控訴審で勝訴報告を行った。

原告の上原氏は、「言論空間のゆがみ」を指摘し、言論の自由が脅かされていると訴えた。裁判所は、被告の主張を全面的に受け入れなかった。

「1 原判決を次の通り変更 被告・琉球新報社が敗訴する。被控訴人(琉球新報社)は、控訴人に対し、105万4千円およびこれに対する平成23年2月5日から支払済まで年5分の割合による金員を支払え。」

「集団自決「軍命説」の誤り立証 原告の上原氏」 科書の検定意見で、沖縄戦で行われた集団自決事件に「軍の命令」という記述の削除を求めたことについて、琉球新報社が「軍命説」を強調する論議を展開していた。

原告の上原氏は、「言論空間のゆがみ」を指摘し、言論の自由が脅かされていると訴えた。裁判所は、被告の主張を全面的に受け入れなかった。

那覇市在住のドキュメンタリー作家の上原正徳氏が、琉球新報の夕刊に連載していた「パンドラの箱を開ける時」(パンドラの箱)の掲載を一方的に拒否され、琉球新報社に対して損害賠償などを求めた裁判で、福岡高裁那覇支部は29日、一審の判決を変更し、原告の主張を認める判決を下した。

被告の主張を全面的に受け入れた内容だった。ところが、控訴審では一審判決が完全に覆された。控訴人代理弁護士の徳永信一氏は、「正当な主張が正当に認められたのは、まさに司法の勝利である」と述べた。

原告の上原氏は、「言論空間のゆがみ」を指摘し、言論の自由が脅かされていると訴えた。裁判所は、被告の主張を全面的に受け入れなかった。



護衛艦「むらさめ」と「こんごう」一般公開

汎用護衛艦「むらさめ」と海上自衛隊初のイージス艦(イージスシステム搭載護衛艦)「こんごう」=写真=が27、28の両日、那覇新港で一般公開され、多くの家族連れでにぎわった。海上自衛隊員は来場者に装備品や機能について詳しく説明。これらの能力の高さに来場者は圧倒されている様子だった。

「美ら風」 沖縄防衛局は22日夜、米軍普天間飛行場野呂ゲート前に米軍提供施設を区切る新たなフェンスを設置した。フェンスは同日の目録台合委員会で合意され、基地へ進入する道路の両側に長さ計約1.1キロ、高さ約2.1メートルのフェンスが設置される予定だ。

「フェンス前の新たな攻防」 文書で記されている。これにより、基地反対活動家の芝生の緩衝地帯に入れなくなった。金曜日夕方の恒例の抗議活動では、活動家が狭い空間を占拠、通行人は迷惑そうにしていた。

「SPREY OUT」など 書かれた横断幕や段ボールを新フェンスにくくり付け、粘着テープで赤く染めた。米軍や地域住民に迷惑がらるよう、地元メディアが反対活動を美化する動きもあり、活動家は聞く耳を持たない。

「情報」 (不)午前11時半開始。石垣港新港頭用地緑地公園(石垣市)で、沖縄県護国神社(那覇市)と伊弉諾神社(石垣市)が主催する「終戦記念日祭典」が8月15日(土)正午開始。沖縄県護国神社(那覇市)と伊弉諾神社(石垣市)が主催する「終戦記念日祭典」が8月15日(土)正午開始。

「情報」 (不)午前11時半開始。石垣港新港頭用地緑地公園(石垣市)で、沖縄県護国神社(那覇市)と伊弉諾神社(石垣市)が主催する「終戦記念日祭典」が8月15日(土)正午開始。

暑中お見舞い申し上げます

沖縄県での世界日報の活躍を期待します

平成二十五年 盛夏

Table with 4 columns and 4 rows listing names and titles of individuals and organizations, including '沖繩県護国神社' and '若水の会'.